

別表

助成対象事業	助成金交付対象事業費	助成率	事業別交付限度額	事業別助成対象期間
(1) 自主調査・研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研究会等開催費 ・講師謝礼等 ・先進地視察旅費 ・広報紙等作成費 	1	50万円	5年
(2) 委託調査・研究事業 (概略事業計画作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査費 ・施行地区設定に関する調査費 ・施設建築物の整備に関する調査費 ・施設敷地の整備に関する調査費 ・公共施設の整備に関する調査費 ・資金計画に関する調査費 ・事業施行期間に関する調査費 ・その他事業推進に必要な費用 (コンサルティング費用等) 	2分の1	300万円	1年
(3) 委託調査・研究事業 (概略事業計画作成) の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(2)の各委託業務の 見直しに要する費用 	2分の1	150万円	3年

備考

- 1 同一年度において複数の対象事業を行う場合は、該当する対象事業ごとに助成金を交付することができる。
- 2 助成対象団体において特別の事情があると認められる場合は、助成率及び助成対象期間について別段の定めをすることができる。